

令和7年第4回定例会
土木企業立地推進委員会資料

1. 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への 損害賠償請求訴訟の経過報告	… 2
2. 企業局における水道事業広域化の検討状況 について	… 3
3. 道路橋等に添架した水道管（添架水管橋）の 対応方針について	… 9

令和7年12月9日
企 業 局

企業局総務課

項目	独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟の経過報告																	
1 損害賠償請求及び訴訟の概要																		
<ul style="list-style-type: none"> 2019（令和元）年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で水質を浄化するために使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。 企業局では、本結果を踏まえ、活性炭販売業者に対し2021（令和3）年3月10日付けで損害賠償請求及び2021（令和3）年4月15日付けで督促を行い納付がなかったことから、次のとおり損害賠償請求訴訟を提起している。 																		
(1) 訴訟提起日等 2021（令和3）年11月24日 水戸地方裁判所 9件 (2) 訴訟の相手方 本町化学工業株式会社 外9名 (3) 請求額 2,498,029,770円																		
2 訴訟の進行状況																		
(1) 第一審 判決 9件 <ul style="list-style-type: none"> 2025（令和7）年9月25日までに相手方10名へ2,049,575,392円の支払いを命じる判決。 全9件ともに、各々の訴訟に応じて原告または被告が東京高等裁判所へ控訴。 																		
(2) 第二審 判決 3件 <ul style="list-style-type: none"> 原告被告双方が追加的に書面による主張を実施し、争点及び証拠整理等の審議を経て3件について判決言い渡し。 うち1件（涸沼川）では、相手方へ92,567,377円の支払いを命じる判決が確定。 <p>（※判決日が11月27日の2件は上告期間のため未確定）</p>																		
浄水場	被 告		請求額(円)	第一審 判決日	第一審判決 認容額(円)	控訴者	第二審 判決日	第二審判決 認容額(円)	判決 確定日									
阿見	本町化学 工業株	株エーシー ケミカル	397,075,629	4/11	227,740,172	双方	1/15	—	—									
鹿島	本町化学 工業株	セラケム株	(株)クラレ	268,106,896	4/11	59,952,600	双方	12/10	—									
関城	本町化学 工業株	大阪ガス ケミカル株	Watering株	404,162,073	4/11	404,162,073	被告	11/27	404,162,073									
水海道	本町化学 工業株	(株)クラレ		1,204,520	4/11	棄却	県	11/27	棄却									
涸沼川	本町化学 工業株	フタムラ 化学株		102,194,063	4/11	92,567,377	双方	10/9	92,567,377									
新治	本町化学 工業株	大阪ガス ケミカル株	Watering株	93,184,317	5/22	93,184,317	被告	1/15	—									
企業局	本町化学 工業株	朝日沪過 材株	フタムラ 化学株	17,017,022	6/12	17,017,022	被告	1/28	—									
霞ヶ浦	本町化学 工業株	セラケム株		857,039,590	7/31	796,906,171	双方	(未定)	—									
鰐川	本町化学 工業株	株エーシー ケミカル	幸商事株	358,045,660	9/25	358,045,660	(未定)	—	—									
		朝日沪過 材株	太平化学 産業株															
計			2,498,029,770		2,049,575,392			496,729,450										

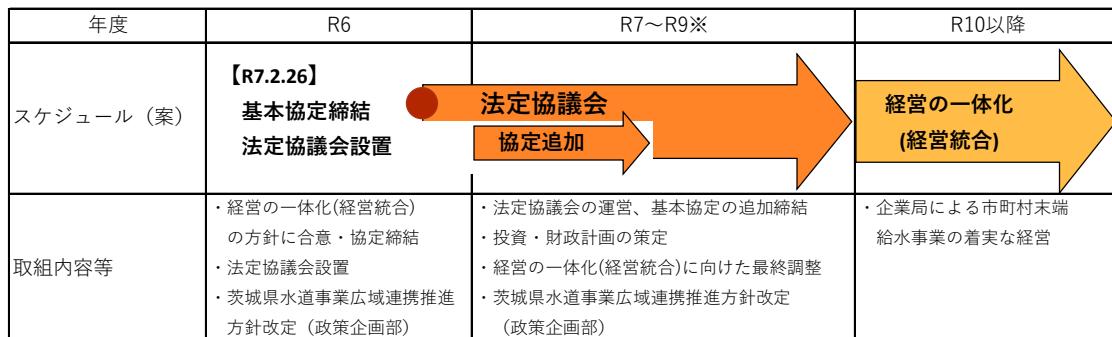
項目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について																					
1 現況																						
急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めてきたところ。																						
令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置。																						
<p>(参考1) 経営統合の意向状況 (R7.2月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 基本協定締結 (21事業体)</td> <td>古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※</td> </tr> <tr> <td>検討中 (12事業体)</td> <td>土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団</td> </tr> <tr> <td>単独経営継続 (10事業体)</td> <td>水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団</td> </tr> </tbody> </table>			区分	市町村等名	令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※	検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団	単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団												
区分	市町村等名																					
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※																					
検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団																					
単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団																					
※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初																						
(参考2) 基本協定の概要																						
知事、県企業局長及び21市町村の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営統合の目的</td> <td>本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>経営統合の対象</td> <td>水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業</td> </tr> <tr> <td>経営統合の時期</td> <td>協定締結後3年程度以内</td> </tr> <tr> <td>経営統合の方法</td> <td>事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）</td> </tr> <tr> <td>経営統合の主体</td> <td>県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）</td> </tr> <tr> <td>運営体制</td> <td>経営統合時は市町村からの自治法派遣等</td> </tr> <tr> <td>資産等</td> <td>水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承</td> </tr> <tr> <td>投資・財政計画の策定・公表</td> <td>市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</td> </tr> <tr> <td>法定協議会</td> <td>経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置</td> </tr> </tbody> </table>			項目	概要	経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化	経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業	経営統合の時期	協定締結後3年程度以内	経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）	経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）	運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等	資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承	投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表	法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置
項目	概要																					
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化																					
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業																					
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内																					
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）																					
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）																					
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等																					
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承																					
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表																					
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置																					
(参考3) 広域連携による概算効果額 （統合21団体の2070年度までの概算効果額：約1,137億円以上※）																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設改良費 (政策企画部試算)</td> <td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減</td> <td>約386億円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費 (政策企画部試算)</td> <td>水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減</td> <td>約95億円</td> </tr> <tr> <td>国交付金の活用 (政策企画部試算)</td> <td>経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）</td> <td>約542億円</td> </tr> <tr> <td>組織の集約化による 人件費の削減 (企業局試算)</td> <td>将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減</td> <td>約94億円</td> </tr> <tr> <td>AI活用による電力削減 (企業局試算)</td> <td>AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減</td> <td>約20億円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	効果額	建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円	維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円	国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円	組織の集約化による 人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円	AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円		
項目	内容	効果額																				
建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円																				
維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円																				
国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円																				
組織の集約化による 人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円																				
AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円																				
※上記のほか、企業局では、運転管理の効率化（約220億円）、委託業務の集約化（約50億円）を試算値として、昨年10月に市町村に提示（最大約1,400億円）																						

2 今後の予定について

経営統合に向けて、350 超の項目を調整していく必要があることから、水道法に基づいて設置した法定協議会及び作業部会において、各市町村へのアンケート調査、ヒアリングを行い、課題を洗い出した上で、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進めているところ。

また、経営統合への参画について検討中の市町村等と、引き続き調整を進める。

(参考4) 経営統合に向けたスケジュール(案)について



※経営統合の時期は3年程度以内。実際の協議期間は、変更の可能性あり。

(参考5) 法定協議会における経営の一体化に係る調整事項

(1) 各市町村アンケート、ヒアリング等について

経営統合のメリットを最大限活かしつつ、住民サービスの低下が生じないよう、市町村ごとに異なる水道事業の運営に係るルール等の統一を図るため、市町村水道事業の現況をアンケート、ヒアリングにより詳細に調査している。

区分	調査項目	主な課題
第1回アンケート (5/1～21) ヒアリング (5/30～6/24)	136問 <ul style="list-style-type: none"> ・営業窓口業務 ・減免制度 ・水道料金システム ・滞納整理 ・給水装置（管理区分、工事事業者指定、申請窓口） ・入札・契約・執行管理・検査 ・水道メーター管理 ・危機管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業窓口の存続 ・漏水時の減免対応 ・給水装置の所有と管理 ・入札・検査体制等の整備 ・災害時の対応
第2回アンケート (6/20～7/4) ヒアリング (7/10～9/10)	74問 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴 ・固定資産台帳、水道事業の用に供さない資産の保有状況 ・借地、占用許可状況 ・予算・決算、消費税 ・ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳と資産の整合 ・予算科目、勘定科目の整理 ・県行政情報ネットワークの整備
第3回アンケート (10/1～20) ヒアリング (11/17～実施中)	120問 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設運転管理、薬品 ・事故対応 ・水質検査 ・入札契約 ・設計積算 ・給水窓口 ・給水停止、滞納整理 ・収納取扱金融機関、納付方法 ・既設管撤去の取り扱い 	(ヒアリングで課題抽出)

(2) 調整中の重要事項

アンケート、ヒアリングで抽出した課題について、特に重要な項目については、優先して今年度中に方向性を固められるよう、作業部会において各市町村と意見の集約を図っている。

部会	検討項目例	調整中の重要事項
総務	A:資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務 B:例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書 C:情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等 D:福利厚生等	A:台帳と現物に齟齬がある場合、経営統合までに市町村において整理 A:水道事業の用に供していない資産は、企業局は原則引き継がない A:県の予算科目及び勘定科目への統一や予算編成方法及び決算調製方法の基本方針について整理 A:会計システムは県企業局の会計システムに統一
企画	A:組織構成、事務分担、運営体制 B:市町村職員の派遣等 C:災害・事故発生時の対応 D:災害時・福祉等の料金減免制度 E:営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等 F:議会、中央要望等	A:現在の市町村水道担当課を県企業局の出先機関（支所）に位置付け A:企業局プロバーチャル職員の採用について、統合までに方向性を提示 B:地方自治法に基づく市町村からの職員派遣について、派遣内容の素案を提示 C:災害時の施設復旧や応急給水に係る本局、各事務所、各市町村の役割分担を明確にし、迅速な対応が可能な体制を構築 C:経営の一体化を踏まえた危機管理体制マニュアルを整備 E:当面、現行窓口を維持。中長期的には最適化を検討
業務	A:投資・財政計画 B:水道料金体系	A:投資・財政計画策定方針（基準）の素案を提示
施設	A:水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等 B:建設・工務 C:運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全 D:水質管理	A:給水装置に関する基準、窓口運営、管理区分、漏水対応、工事事業者指定基準等について調整 B:水道事業工事に関する入札・契約、設計・積算・執行管理方法、検査体制等について調整 C:水道施設の運転管理、巡回点検、事故発生時の体制について調整 D:定期的な水質検査の実施計画、実施体制について調整

(参考6) これまでの検討経緯等（水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績等）

(1) 令和7年度実績

経営統合への参画について検討中の12の市町村長等を4月から5月にかけて個別に訪問するとともに、投資・財政計画の基本となるアセットマネジメントに関する説明会を実施した。

日時	概要	
4. 16～5. 28	企業局長を筆頭に検討中の市町村長等を個別に訪問し、意見交換	
4. 25	アセットマネジメント計画の策定及び作業部会の進め方に関する説明会を実施	
7. 15	第1回作業部会	総務・企画・施設の各部会の調整事項（資産の継承、予算・決算、組織・人員体制、営業窓口、危機管理体制、給水装置、建設・工務、施設維持管理、水質管理等）に係る協議
9. 30	第2回作業部会	企画・業務の各部会の調整事項（組織・人員体制、危機管理体制、投資・財政計画）に係る協議
10. 23	第3回作業部会	総務・施設の各部会の調整事項（資産の継承、例規の制定・改廃、情報基盤整備、給水装置、建設工事、施設維持管理、水質管理）
11. 28	第4回作業部会	情報基盤整備

(2) 令和6年度実績

全体会を2回、地域部会を各圏域1回実施し、施設最適化や経営統合に係る基本的な枠組み、基本協定案等について検討を行った。

また、各市町村長や事務方の訪問、説明会を通じて、経営統合に係る諸課題、経営一体化に係る枠組み、ソフト面の効果、投資・財政計画、アセットマネジメント計画等について意見交換を実施した。

(3) 令和5年度実績

全体会を3回、地域部会を各圏域2回実施し、施設最適配置案や、経営統合に係る基本的な枠組み等について検討を行った。

(4) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

項目	内容																				
計画策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠であること。 ・一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等があることを踏まえ、県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要 																				
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・30年後の事業統合（料金やサービスの一体化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等をしながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。 ➢今後の20年間：各水道事業体の経営水準の向上を図り、平準化を目指す。 ➢次の10年間：事業統合（水道料金の統一）を目指す。 																				
アセットマネジメント計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営するための計画 ・施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>法定耐用年数</th><th>更新基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鉄管</td><td>40年</td><td>土壤明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壤不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年</td></tr> <tr> <td>ポリエチレン管</td><td>40年</td><td>既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用)</td></tr> <tr> <td>塩ビ管</td><td>40年</td><td>既設管 40～60年 新設管 60年 (RRロング継手のみ採用)</td></tr> <tr> <td>鋼管</td><td>40年</td><td>土壤明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壤不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有)</td></tr> <tr> <td>石綿セメント管</td><td>40年</td><td>優先して更新。新設不可。</td></tr> </tbody> </table>			区分	法定耐用年数	更新基準	ダクタイル鉄管	40年	土壤明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壤不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年	ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用)	塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年 (RRロング継手のみ採用)	鋼管	40年	土壤明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壤不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有)	石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。
区分	法定耐用年数	更新基準																			
ダクタイル鉄管	40年	土壤明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壤不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年																			
ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用)																			
塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年 (RRロング継手のみ採用)																			
鋼管	40年	土壤明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壤不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有)																			
石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。																			
投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・統合団体間で施設や管路等の更新基準を統一したアセットマネジメント計画を策定の上、当該基準に基づく整備（更新）を見据えた投資見通しを試算した計画 ・有収率（送水ロスを表した指標）や管路更新率（1年間に更新した管路の割合を表した指標）等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">目標設定の例（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管路更新率</td><td>石綿セメント管</td><td>速やかに更新</td></tr> <tr> <td></td><td>ダクタイル鉄管</td><td>1.25%</td></tr> <tr> <td>有収率</td><td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td></tr> </tbody> </table>			区分	目標設定の例（案）		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新		ダクタイル鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ							
区分	目標設定の例（案）																				
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新																			
	ダクタイル鉄管	1.25%																			
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ																				

	<p>財政計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資計画に基づく財源の見通しを試算した計画 料金回収率（送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標）や企業債残高対給水収益比率（給水収益に対する企業債残高（借入）の割合を表す指標）、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>目標設定の例（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金回収率</td><td>100%以上</td></tr> <tr> <td>企業債残高対給水収益比率</td><td>全国平均まで引き下げ</td></tr> <tr> <td>累積欠損金比率</td><td>0%</td></tr> </tbody> </table>	区分	目標設定の例（案）	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ	累積欠損金比率	0%		
区分	目標設定の例（案）										
料金回収率	100%以上										
企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ										
累積欠損金比率	0%										
	<p>策定スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、当局が示す策定方針に基づき、市町村で投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で審議、承認 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7.4</td><td>アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。</td></tr> <tr> <td>R7.9</td><td>投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。</td></tr> <tr> <td>R7年度下半期</td><td>投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定</td></tr> <tr> <td>R7年度下半期～</td><td>計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。 ※今年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。</td></tr> </tbody> </table>	時期	内容	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。	R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。	R7年度下半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定	R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。 ※今年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。
時期	内容										
R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。										
R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。										
R7年度下半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定										
R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。 ※今年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。										

(5) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方

30年後の事業統合（県・市町村の料金体系を一元化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等をしながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。

今後の20年間

- I 管路や施設等に係る更新基準を統一したアセットマネジメント計画を策定
- II アセットマネジメント計画に基づく20年間の投資計画を策定
- III 投資計画に基づく20年間の財政計画を策定

※毎年、PDCAを回し、市町村財政部局と繰り出し等について予算調整を実施。
※策定した計画に課題が生じた場合は、速やかに、随時見直し

併せて、市町村水道事業における受水費の抑制、水道料金見直しにより、経営基盤の強化を図る。

- ◆県企業局において受水費の抑制を図り、経営統合により経営基盤を強化する。
- ◆3年ごとに行う県企業局の料金見直しも踏まえ、経営水準の引き上げのために最低限必要な料金見直しを3年ごとに行い、将来の事業統合に向けた経営水準の向上及び平準化を推進する。

次の10年間

20年間で各水道事業体で経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を目指す
(必要に応じ料金改定等を行い、水道事業体ごとに全国平均レベルを目指す)
地理的条件等により経営基盤が相対的に脆弱な団体については、
実態を踏まえて、最大限の経営改善を図っていく。

例) 有効率：80%、料金回収率：100%以上など

事業統合（各市町村の水道料金の統一）のために、新たに10年間の計画を策定・執行

事業統合（経営統合後30年後を目標）

(6) 経営統合に係る枠組み（令和6年度までに提示している内容）

経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり提示。

項目	検討内容
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け 会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	<ul style="list-style-type: none"> 当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）

人員体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管 地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場等の運転管理等を順次集約 末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 作成した投資・財政計画に基づき、将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	<ul style="list-style-type: none"> 経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

項目	道路橋等に添架した水管（添架水管橋）の対応方針について								
<p>企業局では、平成12年度から「第1次耐震化事業」として、浄水場の中核である管理本館や単独水管橋（写真1）等の耐震化を行い、平成26年度からは「第2次耐震化事業」として、送・配水ポンプ棟などの建築物の耐震化、緊急連絡管の整備などを進め、今年度で完了する予定である。</p> <p>こうした中、道路橋等に添架している添架水管橋（写真2）は30橋あるが、このうち8箇所の道路橋等については、設置した当時の耐震基準は満たしているものの、大規模な地震の発生に伴う技術基準の改定によって現行の耐震基準を満たしていないことから、地震の発生時に道路橋等が被災した場合、添架水管橋も被害を受け、長期間の断水が生じるなど社会的な影響が大きいことが懸念される。</p> <p>このため、当該8橋については予定を前倒しし、早期に単独水管橋に架け替えることとし、今年度中に事業に着手する。</p>									
<企業局が管理する水管橋>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>橋梁数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独水管橋</td><td>96橋</td></tr> <tr> <td>添架水管橋</td><td>30橋</td></tr> <tr> <td>計</td><td>126橋</td></tr> </tbody> </table>		形式	橋梁数	単独水管橋	96橋	添架水管橋	30橋	計	126橋
形式	橋梁数								
単独水管橋	96橋								
添架水管橋	30橋								
計	126橋								
(参考)									
									
写真1 単独水管橋	写真2 添架水管橋								

企業局関連抜粋

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

⑥

令和 7 年第 4 回茨城県議会定例会議案

(第 3 緜)

茨 城 県

令和7年第4回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

	頁
第163号議案 令和7年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第164号議案 令和7年度茨城県病院事業会計補正予算（第2号）	5
第165号議案 令和7年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）	6
第166号議案 令和7年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	7
第167号議案 令和7年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	8
第168号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第3号）	9
第169号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	10
第170号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11
第171号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	55

算

予

第165号議案

令和7年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「14,466,600千円」を「14,468,335千円」に、「557,615千円」を「558,341千円」に、「3,739,927千円」を「3,740,407千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	19,663,290千円	32,956千円	19,696,246千円
第1項 営 業 費 用	18,585,819千円	32,956千円	18,618,775千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,328,919千円」を「8,331,860千円」に、「7,640,281千円」を「7,643,222千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	21,431,885千円	2,941千円	21,434,826千円
第1項 建 設 改 良 費	18,764,142千円	2,941千円	18,767,083千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「1,078,871千円」を「1,114,768千円」に改める。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第166号議案

令和7年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「785,283千円」を「785,524千円」に、「2,351,788千円」を「2,352,851千円」に、「1,772,680千円」を「1,774,072千円」に、「2,359,162千円」を「2,359,687千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	12,428,806千円	19,394千円	12,448,200千円
第1項 営 業 費 用	11,792,750千円	19,394千円	11,812,144千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「3,986,940千円」を「3,990,161千円」に、「3,330,616千円」を「3,333,327千円」に、「436,672千円」を「437,182千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	8,587,284千円	3,221千円	8,590,505千円
第1項 建 設 改 良 費	7,268,913千円	3,221千円	7,272,134千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「697,359千円」を「719,974千円」に改める。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第167号議案

令和7年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「1,688,151千円」を「1,688,395千円」に、「2,979,100千円」を「2,979,334千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 土地造成事業費用	9,620,889千円	910千円	9,621,799千円
第1項 営業費用	8,737,300千円	910千円	8,738,210千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「6,638,600千円」を「6,639,078千円」に、「3,438,151千円」を「3,438,629千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 土地造成事業資本的支出	10,841,151千円	478千円	10,841,629千円
第1項 土地造成費	4,667,251千円	478千円	4,667,729千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条第1号中「41,531千円」を「42,919千円」に改める。

令和7年12月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦